

別表六の二(三)

「14」、「21」又は「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度

:

:

法人名

試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(三)付表一「1」の合計)又は(各連結法人の別表六の二(三)の合計)		1	円	差引当期税額基準額残額 (11) - (12) - (19)		22	円	
試験研究費の総額に係る税額控除	「26」欄 試験研究費の総額等に係る税額控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「平成27年旧措置法第68条の9第3項」 ② 「区分番号」欄: 「10411」 ③ 「適用額」欄: 「26」欄の金額							
	平均売上金額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「5」の合計)	5		当期繰越税額控除額 (24) - (25)		26		
	試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$	6		法人税額の特別控除額 (14)又は((14)+(21)+(26))		27		
	試験研究費に係る連結税額控除割合 (6) $\geq 10\%$ の場合 (6) $< 10\%$ の場合 $(6) \times 0.2 + \frac{8}{100}$ (小数点以下3位未満切捨て)	7	0.1	繰越税額控除の計算に関する明細				
	税額控除限度 (((1)又は(4)) $\times$ (7))又は(((1)又は(4)) $\times$ (7))			前期超過要件	連結親法人	試験研究費の額の合計額 (前期の(1))	28	円
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「8の②」)		13		試験研究費の額の合計額 (前期の(1))			
	当期税額控除額 (12) - (13)		14					
	特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「7」の計の合計)		15		連結繰越税額控除			
	特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((7)又は(8))$		16		連結繰越税額控除			
	特別研究税額控除 (15) $\times$ (16)		17	円	連結繰越税額控除			
当期税額基準額 (11) - (17)				連結繰越税額控除				
当期税額控除額 (17)と(18)のうち少ない金額				連結繰越税額控除				
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「9の②」)		20		連結繰越税額控除				
当期税額控除額 (19) - (20)		21		連結繰越税額控除				
特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「7」の計の合計)		15		連結繰越税額控除				
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100} - ((7)又は(8))$		16		連結繰越税額控除				
特別研究税額控除 (15) $\times$ (16)		17	円	連結繰越税額控除				
当期税額基準額 (11) - (17)				連結繰越税額控除				
当期税額控除額 (17)と(18)のうち少ない金額				連結繰越税額控除				
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「9の②」)		20		連結繰越税額控除				
当期税額控除額 (19) - (20)		21		連結繰越税額控除				

別表六の二(三) 平成二十七年・四・一以後終了連結事業年度分